

第4回 オフロード建設機械の排出ガス検討会 ～ 議事録 ～

【日 時】平成17年3月25日(金) 14:00～15:30

【場 所】(財)商工会館 6階 6G会議室

【出席者】

<委員>

井口座長、福成委員、山崎委員、外池委員、山崎委員、荒井委員、岡崎委員(代理:山名氏)、長嶋委員、宮地委員(代理:野田氏)、中村委員、片岡委員

<国土交通省>

丸山局長、守内審議官、中島技術調査官、関建設施工企画課長、渡辺機械施工企画官
星隈課長補佐

議事

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案の概要説明

【法施行後の国土交通省の排出ガス対策型建設機械指定制度について(質疑)】

- ・今後、国土交通省の排出ガス対策型建設機械指定制度はどのようになるのか。
本法案の内容や施行時期についてはこれから行われる予定の国会審議によるものであるが、本法案が可決され成立し施行に至るにあたっては、本法律を基本として、型式指定を行うことになるものと考えている。ただし、本法案の規制対象機種以外の機種については、引き続き指定制度を運用していくべきものであると考えている。また、本法に基づく型式指定の開始に時間を要し、その間、基準適合機への指定がなされない期間が生じるような場合には、排出ガス対策が遅れることも考えられるので、関係省とも相談しながら、指定制度の運用について検討してまいりたい。

【使用者の適切なメンテナンスの必要性について(意見)】

- ・レンタルの建設機械も含め、使用者における適切なメンテナンスの必要性があると思われる。
本法案においては、点検整備の励行に関して排出ガス抑制指針を策定したい。排出ガス抑制指針の策定に向けた作業にあたっては、レンタル建設機械の使用実態をよく把握し、また、本検討会での指摘を踏まえながら作業を進めてまいりたい。

【法案での機種の区分けについて(意見)】

- ・本法案の規制対象機種の区分けについては大変難しい作業であったと考えるが、今後とも引き続き特殊な機械についての法案上での機種区分けが適切にな

されるようつとめて頂きたい。

オフロード建設機械の排出ガス対策等の環境に関する課題

【発動発電機の環境対策について（意見）】

- ・発動発電機も建設機械として捉えることが必要である。
- ・発動発電機は稼働時間が他の建設機械と比較しても長いため、排出ガス対策は必要。
- ・長期・短期含めレンタルが多い。発動発電機が本法の規制対象機種となった場合、長期のレンタル（通称で「リース」と称されているもの）や短期のレンタルのそれぞれに対して、レンタル業者と使用者との間での適切な責任分担の整理が必要である。

【排出ガスセンサーについて（意見）】

- ・建設機械の使用時に使用者がどれだけの排出ガスが出ているのかについて知るためのセンサーがあるといいのではないか。
現在の研究・開発動向等を勉強させて頂きたい。

【建設機械のCO₂対策について（意見）】

- ・排出ガスという観点からは、NO_xやPM対策だけでなく、地球温暖化対策としてCO₂対策も重要である。

その他

- ・今後は、排出ガス対策に限らず、省エネ対策、騒音・振動対策等、建設機械に係る環境対策について、広範な観点からご意見をたまわりたい。
- ・座長ともご相談をさせて頂きながら、建設機械の実際の使用現場などの視察も企画させて頂きたく考えている。

以 上